国家試験・平成18年度給水装置工事主任技術者試験の実施について

○平成18年度給水装置工事主任技術者試験の実施について（平成18年5月29日）（厚生労働省）

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の6第1項の規定に基づき、平成18年度給水装置工事主任技術者試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第25条の12第1項の規定に基づき、財団法人給水工事技術振興財団が行う。

1　試験期日　平成18年10月22日（日曜日）

2　試験地　札幌市、仙台市、習志野市、東京都文京区・杉並区、愛知県西加茂郡三好町、寝屋川市、大東市、広島市、福岡市及び那覇市

3　試験科目

(1) 試験科目

ア　公衆衛生概論

イ　水道行政

り　給水装置の概要

工　給水装置の構造及び性能

オ　給水装置工事法

カ　給水装置施工管理法

キ　給水装置計画論

ク　給水装置工事事務論

(2)　試験科目の一部免除　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者であることが次の5（2）の手続により確認されたときは、その者について上記の科目のうち、(1) ウ及びカは免除する。

4　受験資格　給水装置工事に関して3年以上の技術上の実務の経験を有する者

5　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　受験願書（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）様式第8により作成すること。）

イ　実務従事証明書

ウ　写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(2)　試験科目の一部免除を受けようとする者は、次の書類を併せて提出すること。

ア　給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書（水道法施行規則様式第9により作成すること。）

イ　1級管工事施工管理技術検定試験合格証明書又は2級管工事施工管理技術検定試験合格証明書の写し

(3)　受験に関する書類の受付期間及び提出先

ア　受験に関する書類は、平成18年6月1日（木曜日）から7月14日（金曜日）までに
財団法人給水工事技術振興財団（郵便番号103-0015　東京都中央区日本橋箱崎町4番7号
日本橋安藤ビル2階　電話番号03（5695）2511）に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後4時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、「給水装置工事主任技術者試験受験願書」と注記して、配達記録郵便をもって送付すること。この場合、平成18年7月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(4)　受験手数料　受験手数料の額は、16,800円とする。納入方法は、郵便振替又は銀行振込の共用の振込用紙（財団法人給水工事技術振興財団が指定する振込用紙）により納付すること。
なお、受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(5)　受験票の送付　受験票は、財団法人給水工事技術振興財団から直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験に合格した者の発表は、平成18年12月8日（金曜日）午前10時に合格者の受験番号を厚生労働省（東京都千代田区霞が関一丁目2番2号）及び財団法人給水工事技術振興財団に掲示するとと

もに、財団法人給水工事技術振興財団のホームページ（アドレスhttp：//www.kyuukou.or.jp）にも掲載して発表する。なお、合格者には合格証書を、不合格者には不合格の旨を記載した通知書を送付する。

7　受験願書の頒布期間　受験願書の頒布期間は、平成18年5月29日（月曜日）から7月7日（金曜日）までとする。

8　その他　受験願書の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、財団法人給水工事技術振興財団に対して行うこと。